# 国民健康保険税の 産前産後期間相当分が免除されます

子育て世帯の負担軽減、次世代育成等の観点から、国民健康保険の被保 険者が出産する際、産前産後の保険税を免除する制度が創設されます。

## 対象者 —

#### 令和5年11月1日以降に

出産した国民健康保険被 保険者の方

※妊娠 85 日以上の出産が対 象です。(死産、流産、早産、 人工妊娠中絶の場合も含み ます)

## 受付期間·場所

令和6年1月から保険年金課で届出を受け付けます。出産予 **定日の6か月前**から届出ができます。出産後の届出も可能です。 ※令和5年11月、12月に出産の方も同様です。

## 必要書類 -

- 届出書
- 母子健康手帳など(出産予定日、出産日がわかるもの)

#### 免除内容

● 「出産予定月(または出産月)の前月」から「出産予定月(または出産月)の翌々月」※ 相当分 の保険税(所得割、均等割)が免除されます。※「産前産後期間」といいます。

3か月前 2か月前 1か月前 2か月後 1か月後 出産予定月

- ◎多胎妊娠の場合は、出産予定月(または出産月)の3か月前から6か月相当分が免除されます。
- ●令和5年度においては、産前産後期間のうち、令和6年1月以降の期間分だけ保険税が 免除されます。令和6年1月より前の期間については、免除の対象とはなりません。

令和5年9月 10月 11月 12月 令和6年1月 2月 出産予定月

例: 令和5年11月に出産 …… 令和6年1月分の保険税が免除 令和5年12月に出産……令和6年1月分・2月分の保険税が免除

■届出·問合せ 保険年金課 ②0297(21)2187